○障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱

平成１５年６月２６日

告示第２５３号

改正　平成１８年３月１４日告示第７９号

平成２７年３月２７日告示第１２２号

平成３１年３月２９日告示第１９５号

令和３年３月３１日告示第２０２号

令和７年３月１２日告示第７７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の障害者の雇用の促進と安定を図るため、障害者雇用促進企業から物品等の調達を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２条第２号から第６号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

２　この要綱において「障害者雇用促進企業」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1)　物品等の調達に係る市の入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。

(2)　前号の名簿において、市内に本店、支店等（以下「本店等」という。）を有する中小企業（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に掲げるものをいう。）であること。

(3)　市内の本店等において、次条の申請の日から遡って１年間の障害者雇用率（各月の初日に雇用している障害者の数を合計した数を同日に雇用している者の数を合計した数で除して得た率（０．１パーセント未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）をいう。）が障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和３５年政令第２９２号）に規定する障害者雇用率以上であること。

３　この要綱において「物品等」とは、市が行う調達に係る物品、印刷物及び業務委託（建設工事に係る委託を除く。）をいう。

（一部改正〔平成１８年告示７９号・２７年１２２号・３１年１９５号〕）

（障害者雇用促進企業の登録の申請）

第３条　障害者雇用促進企業の登録を受けようとするものは、障害者雇用促進企業登

録申請書（第１号様式）に障害者雇用状況計算書（第２号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

（障害者雇用促進企業の登録等）

第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、その結果、申請者が障害者雇用促進企業に適合すると認めるときは、障害者雇用促進企業登録名簿に登録を行うとともにその旨を障害者雇用促進企業審査結果通知書（第３号様式。以下「審査結果通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、申請者が障害者雇用促進企業に適合しないと認めるときは、理由を付してその旨を審査結果通知書により当該申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定に基づき登録した障害者雇用促進企業について、申請書に記載された事項に虚偽の内容があり、障害者雇用促進企業に適合しないことが明らかとなった場合は、当該障害者雇用促進企業に係る登録を取り消すものとする。

（障害者雇用促進企業の登録の有効期間）

第５条　障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、前条第１項の規定による登録が行われた日から同日の属する年度の３月３１日までとする。

（障害者雇用促進企業の登録の継続）

第６条　障害者雇用促進企業が第３条に規定する申請をし、第４条第１項の規定により当該障害者雇用促進企業を継続して登録する場合は、有効期間満了後の翌４月１日に登録を行う。

２　前項に規定する申請を行う場合には、第２条第２項第３号の規定中「第４条第１項に規定する申請の日から遡って」とあるのは、「第４条第１項に規定する登録が行われた日の属する年の前年」と読み替えるものとする。

（指名競争入札における優先指名）

第７条　市長は、指名競争入札により物品等を調達しようとするときは、障害者雇用促進企業に登録された者を優先して指名するよう努めなければならない。

２　随意契約により物品等を調達する場合は、前項に準じるものとする。

（一部改正〔平成１８年告示７９号〕）

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年７月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月１４日告示第７９号）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２７日告示第１２２号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日告示第１９５号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日告示第２０２号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１２日告示第７７号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正）

２　四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和３年四日市市告示第１８２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th colspan="3">改正後</th></tr>
<tr><td colspan="3">（押印の省略）
第２条　次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。
<table><tr><th>要綱名</th><th>手続又は様式</th><th>備考</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>四日市市職員に対する暴力行為等の対策に関する要綱（昭和６１年四日市市告示第９７号）</td><td colspan="2">（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

四日市市広告掲載要綱（平成１８年四日市市告示第３８２号）	（略）
（略）	

改正前

（押印の省略）

第２条　次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
（略）		
四日市市職員に対する暴力行為等の対策に関する要綱（昭和６１年四日市市告示第９７号）	（略）	
障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱（平成１５年四日市市告示第２５３号）	第１号様式	
四日市市広告掲載要綱（平成１８年四日市市告示第３８２号）	（略）	
（略）		

第１号様式　（第３条関係）

障害者雇用促進企業登録申請書

年　　月　　日

四日市市長

申請者　所在地
会社名
代表者

障害者雇用促進企業の登録を受けたいので、障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱第３条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　登録年度	年度
２　業種分類（いずれかに○印）	卸売業　・　小売業　・　サービス業　・　製造業等 その他（　　）
３　資本金	千円
４　雇用状況（障害者雇用状況計算書（第２号様式）の集計）	

（１）常用労働者数	人	※第２号様式（A）
（２）障害者雇用数	人	※第２号様式（B）
（３）障害者雇用率	%	(2)÷(1)×100

※　障害者雇用状況計算書（第２号様式　新規申請用または継続申請用）を添付すること

第２号様式　（第３条関係）

障害者雇用状況計算書（新規申請用）

①会社・支店等名	
②所　在　地	

③障害者雇用状況算定年月（申請日の属する月から過去１年間。）		④常用労働者数（人）（短時間労働者は除く）	⑤短時間労働者数（人）	⑥常用雇用労働者数の総数（人）⑥＝④＋⑤×1/2	障害者の雇用状況						
					⑦常用雇用障害者数（人）（短時間労働者は除く）		⑧短時間雇用障害者数（人）			⑨特定短時間雇用障害者数（人）	⑩合計（人）⑦×2＋(イ)＋(ウ)＋(エ)＋(オ)＋(カ)＋⑧×1/2
					(ア) 重度身体障害者、重度知的障害者	(イ) (ア)以外の重度身体障害者、重度知的障害者	(ウ) 重度身体障害者、重度知的障害者	(エ) 一定の要件を満たす精神障害者	(オ) (ウ)(エ)以外の身体障害者・知的障害者	(カ) 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者	
令和　年	1月										
	2月										
	3月										
	4月										
	5月										
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
合　計				(A)							(B)

第２号様式　（第３条関係）

障害者雇用状況計算書（継続申請用）

①会社・支店等名	
②所　在　地	

③障害者雇用状況算定年月		④常用労働者数（A）（短時間労働者は除く）	⑤短時間労働者数（A）	⑥常用雇用労働者数の総数（A）④＋⑤×1/2	障害者の雇用状況						
					⑦常用雇用障害者数（A）（短時間労働者は除く）		⑧短時間雇用障害者数（A）			⑨特定短時間雇用障害者数（A）	⑩合計（A）⑦×2＋(⑧＋⑨)＋(⑧＋⑨)×1/2
					(ｱ) 重度身体障害者、重度知的障害者	(ｲ) (ｱ)以外の重度身体障害者、重度知的障害者	(ｳ) 重度身体障害者、重度知的障害者	(ｴ) 一定の要件を満たす精神障害者	(ｵ) (ｱ)(ｲ)以外の身体障害者・知的障害者	(ｶ) 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者	
令和　年	1月										
	2月										
	3月										
	4月										
	5月										
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
合　計				(A)							(B)

第１号様式（第３条関係）

（全部改正〔令和７年告示７７号〕）

第２号様式（第３条関係）

（全部改正〔令和７年告示７７号〕）